

令和7年度(令和6年度分)守谷市地域包括支援センター事業評価について

1.地域包括支援センター事業評価とは

- 市町村が設置・運営する地域包括支援センター(以下、センター)が、地域包括ケアシステムの実現に向けて効果的・効率的に機能しているかを、国が定めた統一指標に基づいて定期的に点検・評価する仕組み。
- 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の46第4項において評価の実施が義務付けられており、同第9項において必要に応じて事業の実施方針の見直し等の措置を講じなければならないとされている。

2.評価概要

- 令和6年度にセンター事業評価指標が見直され、令和7年度から新指標による評価が開始となった。
- 新指標では、①市町村とセンターのそれぞれの役割が明確にされた②活動目標とそれを達成するための取組内容として整理された③「地域包括ケアシステムの構築・推進」という新たな評価分野が追加された。
- 守谷市では、2項目を除き、茨城県平均・全国平均を上回り100%を達成。

3.取り組みが進んでいない指標とその要因

- 「地域包括ケアシステムの構築・推進」において、茨城県平均・全国平均を下回る75%の達成状況となっている。
【具体的指標】
センターが行う実態調査によって、担当圏域の現状やニーズを把握しているか
→両センター共「いいえ」で回答
センターが実施している調査はないものの、高齢者訪問等を通して現状やニーズは把握されている。
県に確認したところ、**次回調査では「はい」で回答して良いとの回答を受けたため、令和8年度調査では改善予定。**
- 「権利擁護事業」において、茨城県平均・全国平均を下回る80%の達成状況となっている。
【具体的指標】
消費者被害に関する情報を、民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等へ提供しているか
→両センター共「いいえ」で回答(※少なくとも民生委員に対し情報提供している場合「はい」と回答可能)
令和8年度は、5月に実施する民生委員への高齢者訪問の説明の中で、消費者被害に関するチラシを配布する旨を周知し書面に残すこととする。
前年度実績での回答となるため、**令和9年度調査では改善予定。**

センターに在籍するすべての職員が高齢者等の権利擁護に関する研修を受講しているか
→北部地域包括支援センターが「いいえ」で回答
令和6年度は新規職員が受講できなかったため非該当となったが、令和7年度は受講済のため、**令和8年度調査では改善予定。**

4.レーダーチャート

評価分野	センター指標		
	守谷市	茨城県	全国平均
1. 地域包括ケアシステムの構築・推進	75.0%	84.6%	88.3%
2. 組織・運営体制	100.0%	87.2%	90.5%
3. 総合相談支援事業	100.0%	90.9%	91.1%
4. 権利擁護事業	80.0%	85.9%	91.0%
5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	100.0%	78.7%	78.2%
6. 地域ケア会議	100.0%	88.3%	88.2%
7. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援事業	100.0%	82.4%	86.8%
8. 包括的支援事業(社会保障充実分)	100.0%	91.8%	91.5%

